

国立国際美術館友の会規則

制 定	平成16年 8月31日
改 正	平成18年11月 1日
	平成19年 2月 1日
	平成20年 9月 1日
	平成24年10月 1日
	平成26年12月 1日
	平成29年 4月 1日
	平成30年 4月 1日
	平成30年11月 1日

(設置)

第1条 現代美術に関心を持つ人々に対する鑑賞の便宜を図り、かつ、当美術館の活動を援助することを目的とした会を設け、その取り扱いについてはこの規則の定めるところによる。

(名称)

第2条 本会の名称を「国立国際美術館友の会（以下「友の会」という。）」とする。

(事務)

第3条 友の会の事務局は、国立国際美術館内に置く。

(会員及び会員証)

第4条 友の会に、一般会員、特別会員及び法人会員を置く。

2 会員には、会員証を交付し、記名本人（法人を含む。）に限り使用することができるものとする。

3 会員証は、特別な事情がない限り、再発行しないものとする。

(入会受付)

第5条 入会の受付は、休館日を除き随時とする。

(有効期間)

第6条 会員の有効期間は、会員証の交付日から1年間とする。

(会費)

第7条 会費については、次のとおり年額とし、前納を原則とする。また、納入された会費の払い戻しは行わない。

一 一般会員	一般3,000円	学生2,000円
二 特別会員	18,000円	
三 法人会員	100,000円	

(特典)

第8条 会員には、別紙のとおり特典を付与するものとする。ただし、共催展において、共催者の同意が得られない場合、特典が受けられないことがある。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、友の会に関する必要な事項は、館長がその都度定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年11月 3日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年11月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年 2月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年 9月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年10月 1日から施行する。

2 第7条に規定する会費において、平成24年9月30日以前に入会する者については、
なお、従前の例とする。

附 則

この改正は、平成26年12月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年11月 1日から施行する。

国立国際美術館友の会会員特典

1. 一般会員（一般、学生）

- ①特別展（「共催展」を含む。以下同じ）は各1回に限り無料観覧、2回目以降は団体料金で観覧、コレクション展・企画展は随時無料観覧
- ②国立国際美術館ニュース（隔月発行）の送付
- ③ミュージアム・ショップでの割引（10%：一部除外商品あり）
- ④レストランでの割引（10%）
- ⑤国立美術館（京都国立近代美術館、東京国立近代美術館、国立西洋美術館、国立映画アーカイブ）の所蔵作品展が随時無料観覧できる。更に京都国立近代美術館の企画（特別）展が1回限り無料観覧に加え2回目以降は団体料金で観覧できる。また、京都国立博物館、奈良国立博物館、国立民族学博物館、大阪市立東洋陶磁美術館の特別展及び常設展が団体料金で観覧できる。

2. 特別会員

1の特典に加え、

- ⑥コレクション展・企画展の観覧券送付（年間20枚）
- ⑦招待券送付（各特別展ごとに2枚）
- ⑧特別招待状送付（各特別展ごとに1通：図録引換券1枚含む）
- ⑨ポスター、チラシの送付（展覧会ごとに各1部）

3. 法人会員

1の特典に加え、

- ⑥コレクション展・企画展の観覧券送付（口数にかかわらず年間100枚）
- ⑦招待券送付（1口につき各特別展ごとに20枚）
- ⑧特別招待状送付（1口につき各特別展ごとに3通：図録引換券3枚含む）
- ⑨ポスター、チラシの送付（口数にかかわらず各展覧会ごとにポスター5部、チラシ50部）